

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

令和8年1月30日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 月形 祐二

1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

福岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

福岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 三浦 正

2 職務代理期間

令和8年2月14日から福岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで